

北上市告示甲第59号

北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月13日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(隊員の報償費)</p> <p>第8 [略]</p> <p>2 隊員の報償費は、月額<u>258,000円</u>とする。ただし、1月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に<u>12,900円</u>を乗じた額とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(隊員の報償費)</p> <p>第8 [略]</p> <p>2 隊員の報償費は、月額<u>266,000円</u>とする。ただし、1月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に<u>13,300円</u>を乗じた額とする。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	